

議案第36号

債権の放棄について（都市整備局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 3の各号の表の債務者名欄に掲げる各債務者
- 2 債 権 の 内 容 市営住宅の入居に係る家賃及び損害金に係る債権
- 3 放棄する理由及び債権の額 次の各号に掲げる理由により、当該各号の表の家賃の額欄及び損害金の額欄に掲げる金額の合計金20,427,832円の債権を放棄するもの

(1) 債務者らが破産しており、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

	債務者名	住所	家賃の額	損害金の額
1	山崎 レイ子	大阪市平野区喜連東5丁目14番21号	金42,600円	金1,850,322円
2	松田 素定	大阪市西成区岸里東2丁目11番10号 コート エクシブ 305	金300,600円	—
3	深尾 玲子	大阪市港区弁天4丁目5番3号 第三つた家 ビル 201号	金176,342円	金638,870円
4	辻 健一	大阪市旭区新森4丁目27番23-205号	金292,000円	金574,266円
5	平 忠司	大阪市淀川区西中島7丁目1番3-1014号	金250,000円	金1,338,395円

6	谷岡 英夫	大阪市西成区萩之茶屋 1丁目9番14号	金68,600円	金945,574円
7	北 悦雄	大阪府和泉市鶴山台2 丁目1番2-907号	金75,300円	金577,132円
8	柳澤 香朱美	大阪府富田林市喜志町 5丁目3番3号(502)	金105,225円	金26,780円
9	原田 秀敏	大阪市西成区花園北2 丁目5番12-901号	金22,300円	金333,000円
10	寺師 宗寛	大阪市鶴見区横堤5丁 目7番24号 マンショ ンパークサイド403号	—	金966,640円
11	三好 真由美	大阪市浪速区幸町1丁 目3番11-1301号	金742,900円	金315,048円
12	向山 百合子	大阪市浪速区塩草1丁 目4番43号	—	金6,211,166円
13	吉田 千津子	大阪市生野区巽南3丁 目9番3号 Y o u ハ イム南巽 106号	金39,600円	金545,483円
14	門口 利三郎	大阪市住吉区帝塚山東 4丁目7番8号 阪和 第二住吉病院	金575,575円	金238,014円

(2) 債務者らが死亡し法定相続人が存在せず、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

	債務者名	判明している最後の住所	損害金の額
--	------	-------------	-------

1	田中 勇	大阪市城東区今福西 1 丁目 12 番 5 - 106号	金129,861円
2	四元 一夫	大阪市東淀川区淡路 3 丁目 13 番 39 号 まきはうす 17号	金291,466円
3	小林 敏和	大阪市大正区泉尾 7 丁目 12 番 1 - 501号	金506,261円

- (3) 債務者が死亡し法定相続人の存否又は所在が不明であり、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

	債務者名	判明している最後の住所	損害金の額
1	森野 久代こ と崔 久代	堺市北区東雲東町 3 丁 5 番 20 号 (301号)	金412,467円

- (4) 債務者らの所在が不明であり、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

	債務者名	判明している最後の住所	損害金の額
1	宮村 匡人	大阪市東成区大今里西 1 丁目 24 番 16 号 201号	金1,369,725円
2	岩本 幸治	大阪市平野区长吉出戸 7 丁目 3 番 2 - 405号	金357,250円
3	木場 榮子	大阪市東淀川区上新庄 2 丁目 5 番 7 - 302号	金109,070円

令和 4 年 2 月 10 日 提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

市営住宅の入居に係る各債務者に対する家賃及び損害金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。